



宮 崎 県 公 報

令和8年5月21日(木曜日) 第714号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| | | |
|---|---|---|
| 規 則 | 頁 | |
| ○公示送達制度見直しのための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則……………(税務課) 1 | | ○土地改良区の定款変更の認可(5件)……………(団体指導検査課) 6 |
| ○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(“) 1 | | ○土地改良区管理規程の変更の認可……………(“) 6 |
| 告 示 | | ○県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 6 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2 | | ○都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) 7 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 2 | | 病院局公告 |
| ○指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 3 | | ○競争入札参加者の資格に関する公告……………7 |
| ○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 3 | | 公安委員会規則 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 3 | | ○宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則……………7 |
| ○公金の徴収に関する事務の委託……………(こども政策課) 3 | | ○宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則……………8 |
| ○保安林の指定予定……………(自然環境課) 4 | | ○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則……………8 |
| ○都市計画の変更(3件)……………(都市計画課) 4 | | 公安委員会告示 |
| 公 告 | | ○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示……………12 |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(団体指導検査課) 4 | | |
| ○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 6 | | |

規 則

公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第33号

公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則

公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例(令和8年宮崎県条例第10号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (公示送達) | (公示送達) |
| 第18条 知事又は所長は、法第20条の2第1項の規定によって公示送達をする場合においては、公示送達書(別記様式第26号)によらなければならない。 | 第18条 知事又は所長は、法第20条の2第1項の規定によって公示送達をする場合においては、公示送達書(別記様式第26号)によらなければならない。 <u>2 条例第16条に規定する規則で定める方法は、知事又は所長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(同条に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の</u> |

閲覧をする者の使用に係る電子計算機（知事又は所長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 知事又は所長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

別記様式第26号中 「送達を受けるべき者の住（居）所（所在地）氏名（名称）」 を

「送達を受けるべき者の氏名（名称）」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 388号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 指 定 年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------------|------------------------------|------------------|------------------------------|------------|---------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 又 は 氏 名 | 主たる事務所 の所在地 | | |
| 4560290571 | N-r e h a訪問 看護ステーション | 宮崎県都城市南横 市町3730番地13 | 株式会社N-r e h a | 宮崎県都城市南横 市町1959番地5 | 令和8年4月1日 | 訪問看護 |
| 4562290033 | 訪問看護ステー ションS t y + | 宮崎県西臼杵郡五 ヶ瀬町三ヶ所3472 番地 | 株式会社 195 | 宮崎県西臼杵郡五 ヶ瀬町三ヶ所8102 番地 | 令和8年4月1日 | 訪問看護 |
| 4570205098 | 訪問介護 ホーム ラン | 宮崎県都城市鷹尾 三丁目7街区6号 | L A N株式会社 | 宮崎県都城市鷹尾 三丁目7街区6号 | 令和8年4月1日 | 訪問介護 |

宮崎県告示第 389号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指 定 年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------------|------------------------------|------------------|------------------------------|------------|----------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 又 は 氏 名 | 主たる事務所 の所在地 | | |
| 4560290571 | N-r e h a訪問 看護ステーション | 宮崎県都城市南横 市町3730番地13 | 株式会社N-r e h a | 宮崎県都城市南横 市町1959番地5 | 令和8年4月1日 | 介護予防訪問看護 |
| 4562290033 | 訪問看護ステー ションS t y + | 宮崎県西臼杵郡五 ヶ瀬町三ヶ所3472 番地 | 株式会社 195 | 宮崎県西臼杵郡五 ヶ瀬町三ヶ所8102 番地 | 令和8年4月1日 | 介護予防訪問看護 |

宮崎県告示第 390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------------|--------------------|--------------|-------------------------|-----------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570203697 | 訪問介護事業所ゆいまーる | 宮崎県都城市志比田町4988番地10 | 社会福祉法人ゆいまーる | 宮崎県都城市志比田町4526番地3 | 令和8年4月1日 | 訪問介護 |
| 4560990006 | 訪問看護ステーションケアふる | 宮崎県えびの市栗下209-5 | 有限会社ケアプロジェクト | 宮崎県宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43 | 令和8年4月30日 | 訪問看護 |
| 4570203036 | 有限会社千寿会わらべの里デイサービスセンター | 宮崎県都城市広原町20-8 | 有限会社千寿会 | 福岡県嘉麻市鴨生222番地1 | 令和8年4月30日 | 通所介護 |

宮崎県告示第 391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|-----------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4560990006 | 訪問看護ステーションケアふる | 宮崎県えびの市栗下209-5 | 有限会社ケアプロジェクト | 宮崎県宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43 | 令和8年4月30日 | 介護予防訪問看護 |

宮崎県告示第 392号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関 | | 診療科目 | 指定年月日 |
|-------|----------|-----|------|----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 榊 昂 典 | 宮崎県立日南病院 | 日南市 | 整形外科 | 令和8年5月1日 |

宮崎県告示第 393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

| 名称 | 事務所の所在地 |
|--------------|----------------------------|
| 社会福祉法人日本保育協会 | 東京都千代田区麹町一丁目6番地2 麹町一丁目ビル6階 |

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等保育士登録申請、保育士登録証書換え交付及び保育士登録証再交付に係る手数料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 394号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字舞野平1437-11から1437-13まで、1438-5から1438-11まで、1438-16、字上舞野1500-1、1509、1513-2、1513-9から1513-13まで、1513-18、1513-21から1513-24まで、1513-26、1513-28、1513-30、1513-32、1513-34、1513-35、1513-37から1513-39まで、1513-41、1514-1、1515、1542-2から1542-4まで、1542-6、1542-9、1542-11、1542-12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 395号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・1・1号花ヶ島西通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市神宮東3丁目及び南花ヶ島町の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市神宮東3丁目及び南花ヶ島町の各一部

宮崎県告示第 396号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(3) 種類

宮崎広域都市計画道路

(4) 名称

3・2・1号橋通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(3) 追加する部分

宮崎市神宮東3丁目の一部

(4) 削除する部分

宮崎市大字芳士中原、祝田及び谷口、花ヶ島町小無田、柳ノ丸、観音免、立毛、新地橋、屋形町、赤江町、立野及び南赤江町、下北方町野田及び観音免並びに南花ヶ島町の各全部、宮崎市神宮東3丁目の一部

宮崎県告示第 397号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(5) 種類

宮崎広域都市計画道路

(6) 名称

3・3・10号下北方通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(5) 追加する部分

宮崎市南花ヶ島町の一部

(6) 削除する部分

宮崎市南花ヶ島町の一部

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------------|
| 理 事 | 溝 口 良 信 | 北諸県郡三股町大字長田3378番地 |
| 理 事 | 嘉 藤 繁 | 北諸県郡三股町大字長田2899番地 |
| 理 事 | 財 部 正 次 | 北諸県郡三股町大字長田3310番地 |
| 理 事 | 溝 口 昭 一 | 北諸県郡三股町大字長田3381番地 1 |

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 理 事 | 茨 木 健 | 北諸県郡三股町大字長田2923番地 |
| 理 事 | 新 納 重 勝 | 北諸県郡三股町大字長田2868番地 7 |
| 理 事 | 下 石 康 博 | 北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4 |
| 理 事 | 釘 元 信 一 | 北諸県郡三股町大字長田 215番地 1 |
| 監 事 | 小 牧 俊 光 | 北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3 |
| 監 事 | 竹ノ内 徳 夫 | 北諸県郡三股町大字長田1151番地 |
| 監 事 | 谷 口 昭 一 | 北諸県郡三股町大字長田5576番地 |

(任期：令和10年4月20日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------------|
| 理 事 | 溝 口 良 信 | 北諸県郡三股町大字長田3378番地 |
| 理 事 | 嘉 藤 繁 | 北諸県郡三股町大字長田2899番地 |
| 理 事 | 財 部 正 次 | 北諸県郡三股町大字長田3310番地 |
| 理 事 | 満 来 和 秋 | 北諸県郡三股町大字長田3343番地 |
| 理 事 | 茨 木 健 | 北諸県郡三股町大字長田2923番地 |
| 理 事 | 新 納 重 勝 | 北諸県郡三股町大字長田2868番地 7 |
| 理 事 | 下 石 康 博 | 北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4 |
| 理 事 | 釘 元 信 一 | 北諸県郡三股町大字長田 215番地 1 |
| 監 事 | 竹ノ内 徳 夫 | 北諸県郡三股町大字長田1151番地 |
| 監 事 | 小 牧 俊 光 | 北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3 |
| 監 事 | 山 元 宏 一 | 北諸県郡三股町大字樺山4409番地 2 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により

、三ヶ所土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-----------------------------|
| 理 事 | 畦 池 港 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8119 の1番地 |
| 理 事 | 甲 斐 津代実 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 104 57イ番地 |
| 理 事 | 岡 田 年 男 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所5951 番地 |
| 理 事 | 甲 斐 元 章 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所6704 番地 |
| 理 事 | 西 川 晴 久 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8036 の4番地 |
| 理 事 | 宮 本 京二郎 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8703 の2番地 |
| 理 事 | 興 梶 保 明 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9154 番地 |
| 理 事 | 甲 斐 裕 光 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9329 の19番地 |
| 理 事 | 飯 干 真由美 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 111 19の2番地 |
| 理 事 | 後 藤 寿 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 103 91番地 |
| 監 事 | 菊 池 琢 也 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 108 22番地 |
| 監 事 | 増 永 稔 | 西白杵郡高千穂町大字三田井 987 の37番地 |

(任期：令和11年4月12日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------------------|
| 理 事 | 畦 池 港 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8119 の1番地 |
| 理 事 | 興 梶 貴 記 | 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 102 98番地 |

| | | |
|-----|---------|-------------------------|
| 理 事 | 長 田 高 廣 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所6038番地 |
| 理 事 | 甲 斐 義 高 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7063番地 |
| 理 事 | 甲 斐 浩一郎 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1182番地 |
| 理 事 | 宮 本 京二郎 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8703の2番地 |
| 理 事 | 飯 干 良 二 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9553番地 |
| 理 事 | 菊 池 琢 也 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 10822番地 |
| 理 事 | 飯 干 涉 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 11119の2番地 |
| 理 事 | 甲 斐 江美子 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 11581番地 |
| 理 事 | 高 嶋 清 敏 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 11790番地 |
| 監 事 | 甲 斐 安 廣 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9332の1番地 |
| 監 事 | 増 永 稔 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 987の37番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 甲 斐 哲 文 | 西臼杵郡高千穂町大字上野5061番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、天岩戸土地改良区（高千穂町）から令和 8 年 3 月 31 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）から令和 8 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）から令和 8 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、中方土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 4 月 17 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から令和 8 年 4 月 20 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第3項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）から令和 8 年 4 月 14 日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
杉安頭首工管理規程
- 2 認可年月日
令和 8 年 5 月 11 日
- 3 管理規程の概要
第 1 章 総則
第 2 章 取水・放流およびゲートの操作に関する事項
第 1 節 水位
第 2 節 取水
第 3 節 放流及びゲートの操作
第 3 章 点検および整備に関する事項
第 4 章 緊急事態における措置に関する事項
第 1 節 洪水
第 2 節 かんばつ
第 5 章 雑則
附則

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 8 年 5 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 地 区 名 | 市町村名 | 事 業 名 | 完了年月日 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 中 | 宮崎市 | 県営ため池等整備事業 | 令和 7 年 7 月 10 日 |

| | | | |
|-----|-----|------------|-----------|
| 野 中 | 日南市 | 県営ため池等整備事業 | 令和8年3月26日 |
|-----|-----|------------|-----------|

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年5月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画公園

(2) 名称

7・7・1号平和台公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市下北方町長ヶ迫及び越ヶ迫の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市下北方町長ヶ迫及び霧島の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和8年5月21日から令和8年6月4日まで

病院局公告

競争入札参加者の資格に関する公告

令和8年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第13号）に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「競争入札」と

いう。）参加する者に必要な資格を公示する。

令和8年5月21日

宮崎県病院局長 重黒木 清

1 調達する物品等又は特定役務の種類

建築物の清掃サービス

2 競争入札に参加する者に必要な資格

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）に基づき清掃業務の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

3 入札参加資格審査の申請の方法

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する申請書及び添付書類を持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

令和8年5月21日から令和8年6月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の各日の午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先

宮崎県病院局経営管理課 経営企画担当

宮崎市橋通東1丁目9番18号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から令和10年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続を希望する者は、令和10年2月1日から令和10年2月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

公安委員会規則

宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第4号

宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (督促) | (督促) |
| 第2条 [略] | 第2条 [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 3 督促を受けるべき者の所在が判明しない場合の督促状の公示送達は、別記様式第2号の督促状公示送達書を公安委員会の掲示板 | 3 督促を受けるべき者の所在が判明しない場合の督促状の公示送達は、別記様式第2号の督促状公示送達書により、インターネッ |

に掲示して行うものとする。

トを使用し、公安委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示し、又は公安委員会の設置したモニター等に表示して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県放置違反金に係る収納等に関する規則（平成18年宮崎県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第51条の4第7項に規定する弁明通知の公示送達は、別記様式第11号の弁明通知公示送達書により、公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、別記様式第12号の放置違反金納付命令公示送達書により、公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> <p>4 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の公示送達は、第1項、前項及び別に定めのあるもののほかは、別記様式第13号の公示送達書により、公安委員会の掲示板に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> | <p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第51条の4第7項に規定する弁明通知の公示送達は、別記様式第11号の弁明通知公示送達書により、<u>インターネットを使用し、公安委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示し、又は公安委員会の設置したモニター等に表示して</u>行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、別記様式第12号の放置違反金納付命令公示送達書により、<u>インターネットを使用し、公安委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示し、又は公安委員会の設置したモニター等に表示して</u>行うものとする。</p> <p>4 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の公示送達は、第1項、前項及び別に定めのあるもののほかは、別記様式第13号の公示送達書により、<u>インターネットを使用し、公安委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示し、又は公安委員会の設置したモニター等に表示して</u>行うものとする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第6号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年宮崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条及び第7条の規定、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定並びに宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、宮崎県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、宮崎県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> |

用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則 (規程を含む。)をいう。
- (3) [略]
- (4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(手続等の公表)

第3条 公安委員会は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称その他公安委員会が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(申請等の手続)

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 条例等 条例及び執行機関の規則 (規程を含む。)をいう。
- (3) [略]
- (4) 電子証明書 申請等をする者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。
- (7) 縦覧等 情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。
- (8) 作成等 情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等に係る電子情報処理組織は、申請等が行われるべき公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項 (前号に掲げる事項を除く。)

2 公安委員会等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項につ

情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- (3) [略]

4 公安委員会等は、第 2 項の規定により申請等を行う者が、第 3 項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 6 条 法第 6 条第 6 項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による入力が困難である場合
- (4) [略]

いての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（当該申請等が行われるべき公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) 公安委員会が定める電子証明書（前 2 号に規定するものを除く。）
- (4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

3 公安委員会等は、申請等をする者が、第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る前項第 3 号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

4 公安委員会等は、申請等をする者が、第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第 1 項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第 5 条 情報通信技術による手数料の納付は、第 4 条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 6 条 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認するべき事情があると当該申請等が行われるべき公安委員会等が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第 4 条第 1 項の規定による入力が困難である場合
- (4) [略]

2 [略]

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(処分通知等の手続)

第8条 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(署名等に代わる措置)

第10条 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第5条第3項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

2 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

2 [略]

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する処分通知等に係る電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を当該公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 書面等により行われた場合に返納その他公安委員会等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公安委員会が定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、処分通知等の返納その他公安委員会等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 処分通知等を受ける旨の表示の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式(氏名等を明らかにする措置)

第10条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第4条第2項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は警察本部長が認める場合

(委任)
第12条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 公安委員会等が、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 公安委員会等が、公安委員会の所管する条例等の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

(委任)
第14条 [略]

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年5月21日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会告示第46号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程(令和3年宮崎県公安委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (申請等に係る電子計算機の技術的基準) | (申請等に係る電子計算機の技術的基準) |
| 第2条 規則第4条に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電 | 第2条 規則第3条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電 |

気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請等に関し公安委員会が定める措置等)

第3条 規則第5条第2項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

2 規則第5条第3項に規定する公安委員会が定める場合は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

3 規則第6条第1項の場合において、規則第5条第1項及び第2項の規定により申請等を行う者は、書面等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に係るものに限る。)を提出しようとするときは、公安委員会が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

4 規則第10条第1項に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会が定める措置は、第2項に規定する措置とする。

(処分通知等に関し公安委員会が定める措置)

第5条 規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第5条第1項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(申請等に関し公安委員会が定める措置等)

第3条 規則第4条第1項に基づき、同項第2号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2 規則第4条第2項第3号に規定する電子証明書は、政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下この条において同じ。)におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したものとする。

(処分通知等に係る電磁的記録の複製が認められる場合)

第5条 規則第8条第3項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であって、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

(処分通知等に関し公安委員会が定める措置)

第6条 規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第1項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|